

駒ヶ根市地域見守りネットワーク設置要綱

〔平成28年 9月30日〕
告示 第93号

(設置)

第1条 高齢者、障がい者又は子どもをはじめとする全ての市民（以下「高齢者等」という。）に対する虐待、特殊詐欺、犯罪等による被害の防止及び早期発見並びに認知症又は緊急事態の早期発見を助ける地域での見守り活動（以下「見守り活動」という。）を推進するため、駒ヶ根市地域見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）を設置する。

(構成)

第2条 見守りネットワークは、見守りネットワークに参加する意思表示をした事業者（以下「協力事業者」という。）並びに別表に掲げる機関及び団体等（以下「機関等」という。）により構成する。

(活動内容)

第3条 見守りネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 高齢者等に対する見守り活動
- (2) 協力事業者の拡大に関する活動
- (3) 見守り活動を円滑に実施するための協力事業者及び市との協定締結の推進
- (4) 見守り活動を円滑に実施するための協力事業者及び機関等との情報交換
- (5) 見守り活動における地域との連携及び啓発活動
- (6) その他必要な活動

(会議)

第4条 見守りネットワークは、見守り活動を円滑に実施するための情報交換その他必要な事項を協議するために連絡会議を開催する。

(守秘義務)

第5条 見守りネットワークに係る者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。見守りネットワークを脱退した後も同様とする。

(庶務)

第6条 見守りネットワークの庶務は、地域保健課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、見守りネットワークが別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分 | 機関等の名称 |
|-----------|--|
| 関係機関及び団体等 | 駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部伊南北消防署、駒ヶ根市民生児童委員協議会、駒ヶ根市社会福祉協議会 |
| 市 | 総務課、福祉課、地域保健課、環境課、子ども課 |